

## 弁護士法人苗村法律事務所主催 Web セミナー

# ステマ広告への規制を含む景表法の基礎知識と調査対応

皆様、毎月と言っていいほど、消費者庁から景表法に基づく様々な商品広告についての措置命令の報道が相次いでいます。

自社の製品を広告によりアピールし、消費者の皆さんにその良さを伝えたいというのは、最終製品を販売されている企業であれば当然のことですが、一方でそれが著しく優良や有利に誤認させてしまうようなものであったり、ステマ広告を含む、不当表示として指定されている表示だとされてしまうと、製品が売れなくなるだけでなく、風評被害も発生し、大きな問題になります。

消費者庁の調査や、その後の取り消し訴訟等も担当した2人の弁護士から、どうすれば景表法違反といわれぬか、また調査に対してはどのように臨めばよいのか、消費者庁の判断に不服がある場合にはどうすればよいのか、具体的にご説明させていただきます。奮ってご参加ください。

【 日 時 】 令和5年12月8日(金) 午後3時00分～午後5時00分

【 形 式 】 ZoomによるWebセミナー  
Zoom Webinar形式ですので、皆様のお顔や音声映し出されることはありません。質問はチャットでお受けしますこと、ご了承ください。

【 講 師 】



**弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子**

弁護士法人苗村法律事務所 所長

1983年大阪大学法学部卒業、1996年シカゴ大学LLM修了

企業法務一般、デューデリジェンスの実施や契約書作成、事後的な紛争解決など国内外を問わず、担当している。独禁法、景表法、下請法など経済法の分野にも精通している。



**弁護士 倉本 武任**

2012年中央大学法科大学院修了

企業間訴訟の他、企業内の不祥事対応等、企業の倒産案件から金融法務に亘るまで経験し、幅広く企業法務に対応している。  
企業コンプライアンスやリスク管理に関する案件を多数担当。

【 対 象 】 企業の法務、総務、労務ご担当者様

【 参加費 】 無料

【 申込方法 】 次頁の参加申込書に必要事項をご記入の上Eメールにてお申込ください。

【 申込締切日 】 令和5年12月1日(金)

## 「景表法セミナー」参加申込書

下記にご記入の上、以下のEメールアドレスに、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメールでお申し込みください。後日Eメールで参加用WEBリンクをお送り致します。

e-mail address: [seminar@namura-law.jp](mailto:seminar@namura-law.jp)

貴社名			
住所	〒		
電話番号			FAX番号
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mailアドレス

**お申込・ご照会先 : 弁護士法人苗村法律事務所**

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング7階

TEL : 06-4709-1170 FAX : 06-4709-0131

- ★ なお、本セミナーは、録画させていただき、適宜公開することもあり得ますこと、お申し込みを以てご了承いただいたものとさせていただきます、よろしく願いいたします。